

令和4年5月

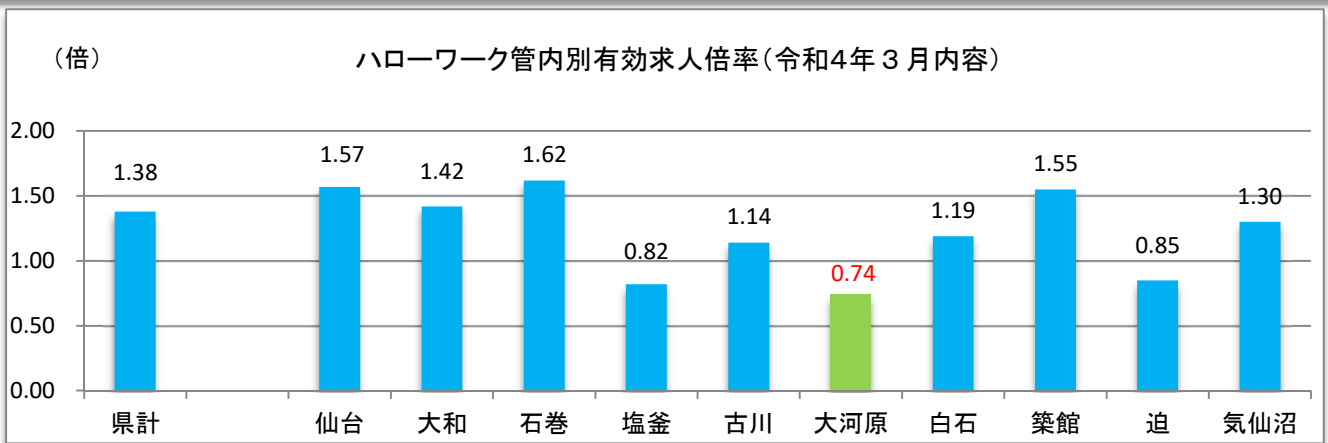
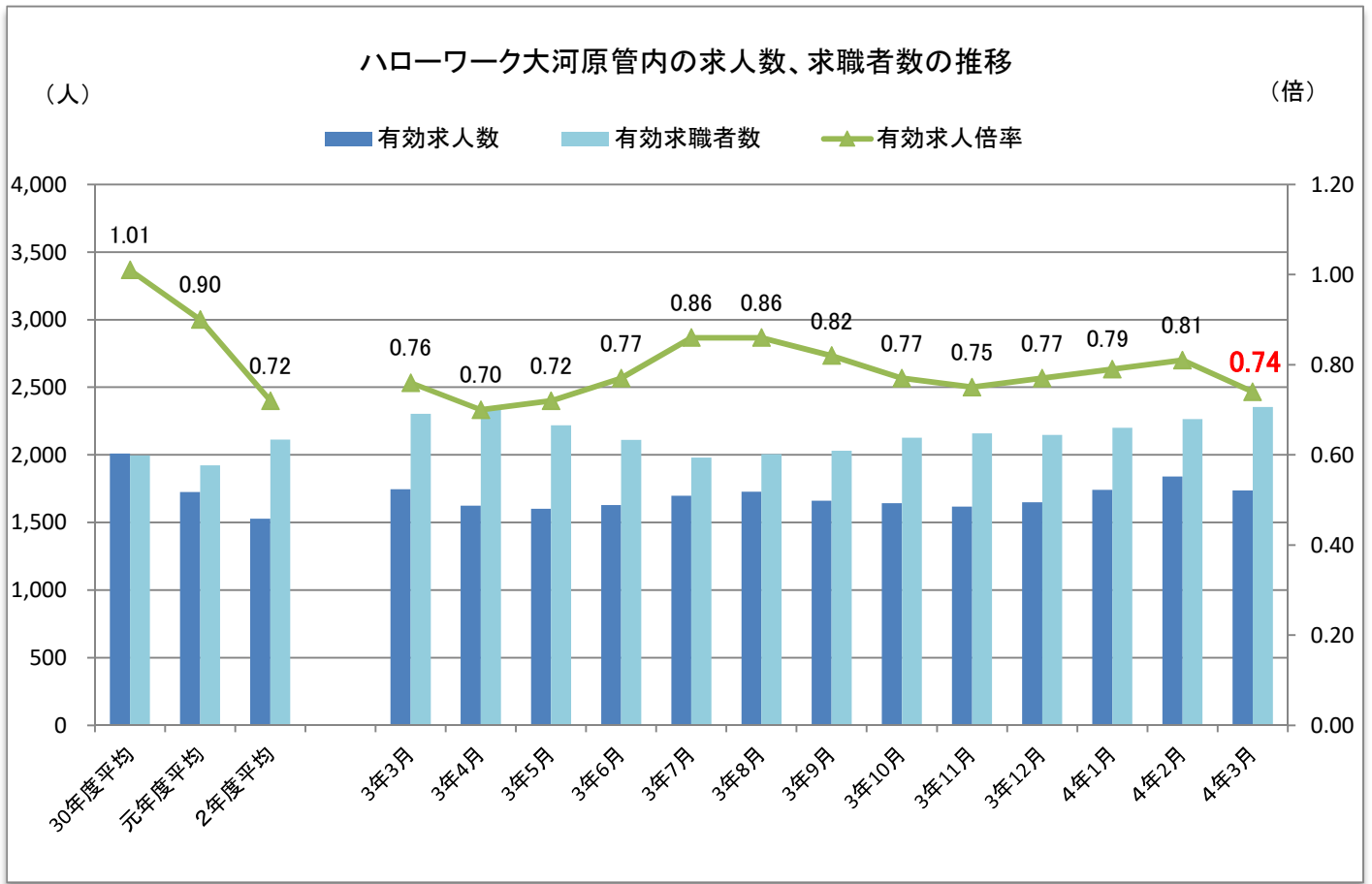
管内の雇用状況(令和4年3月内容)

有効求人倍率0.74倍

ハローワーク大河原
 〒989-1201
 柴田郡大河原町大谷字町向126-4
 オーガ1F
 電話 0224-53-1042
 FAX 0224-52-3989

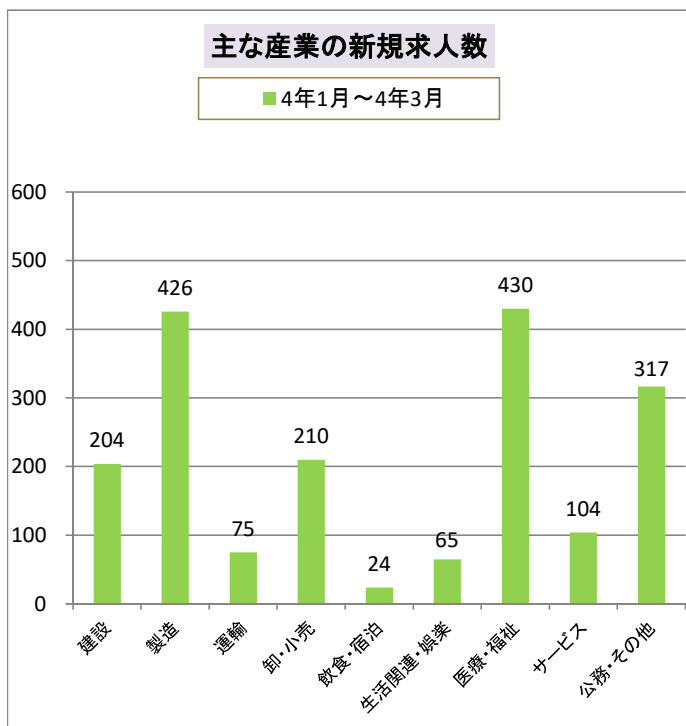
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いということを示しています。

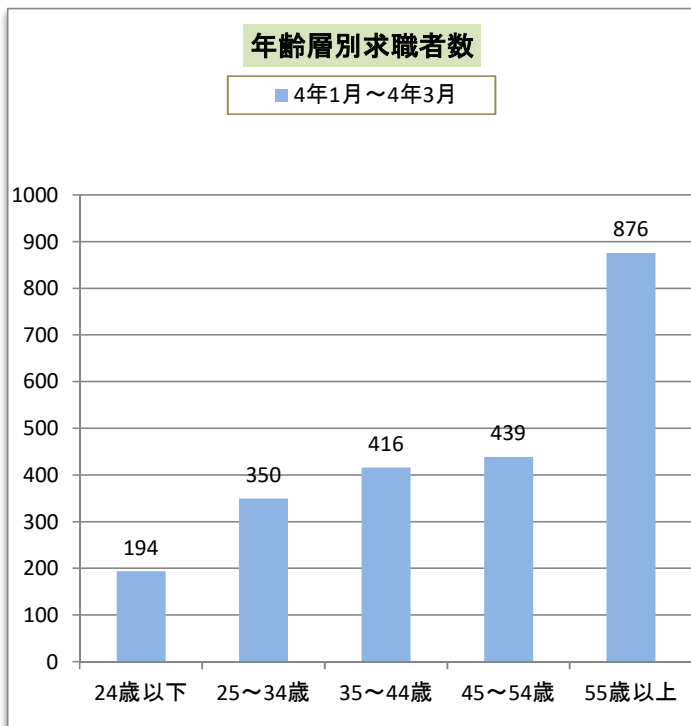


※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれています。



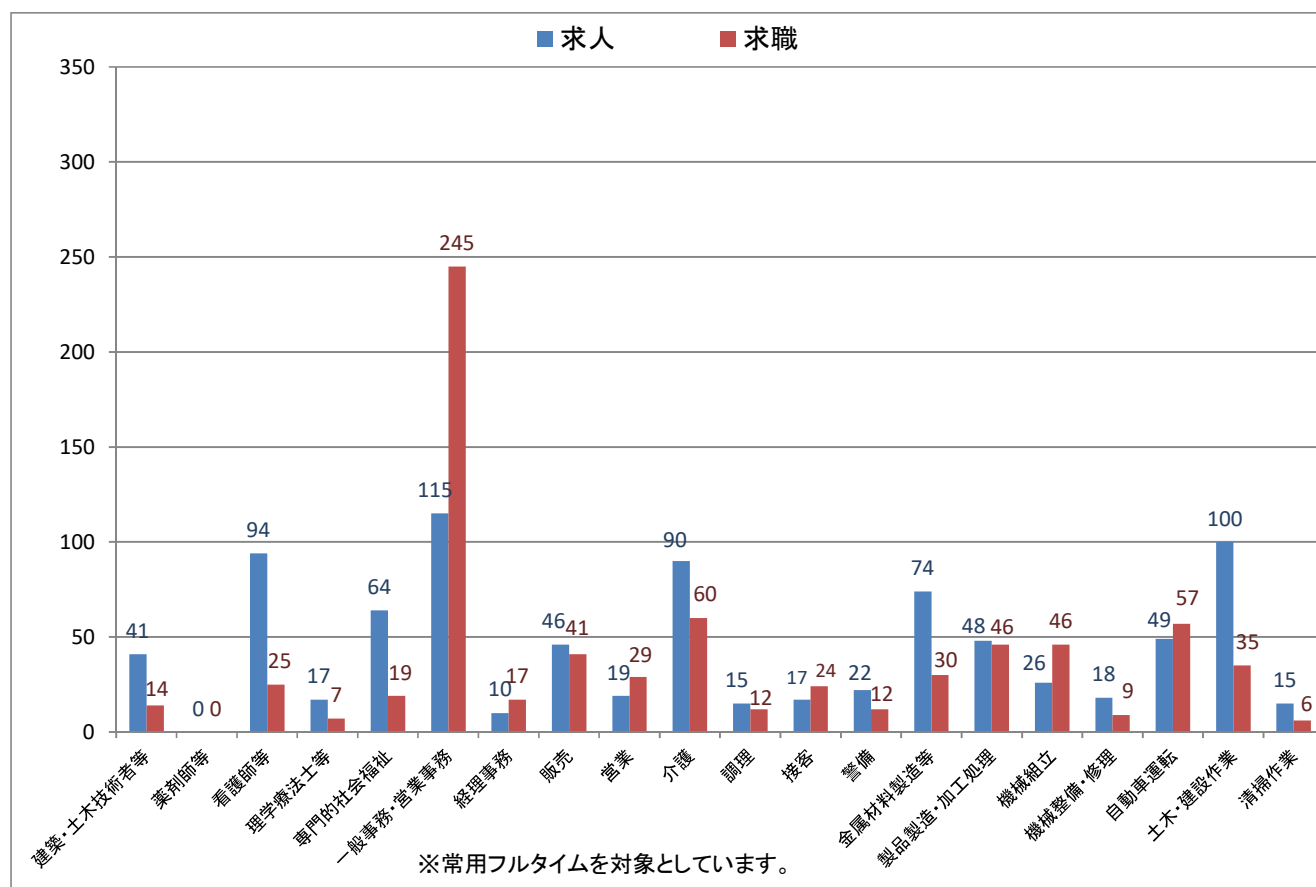
※3か月に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の新規求人・求職バランス表

【4年3月内容】



職業別新規求人賃金情報

【4年1月～4年3月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	26	0	2	7	12	13	14	16
薬剤師等	2	0	0	0	0	0	0	0
看護師等	60	0	12	25	54	52	45	23
専門的・社会福祉の職業	51	2	16	44	32	13	5	1
一般事務員・営業事務員	60	13	39	35	27	16	11	9
経理事務員	4	0	1	3	2	2	2	2
販売員	36	0	33	31	9	3	3	3
営業員	15	0	7	7	11	9	6	3
介護の職業	42	5	32	34	25	15	2	0
調理の職業	11	2	10	6	6	1	1	0
接客の職業	7	3	4	5	3	1	0	0
警備員	7	3	4	1	1	0	0	0
金属材料製造の職業	44	1	25	35	31	18	14	8
製品製造・加工の職業	19	7	14	14	11	5	2	1
機械組立の職業	10	4	5	4	3	1	0	0
機械整備・修理の職業	10	0	4	7	8	6	4	2
自動車運転の職業	42	4	11	16	15	16	14	15
土木・建設の職業	41	0	3	16	28	27	30	20
電気工事の職業	10	0	4	7	7	8	5	5
清掃の職業	15	4	5	6	8	4	4	3

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更改しています。

中途採用者採用時賃金情報

【4年1月～4年3月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	195	229	261	222	243
専門・技術	192	242	316	273	242
事務	199	213	227	186	*
販売	180	281	323	*	262
サービス	181	175	202	169	268
警備	*	*	*	*	*
農林漁業	*	*	*	211	*
運輸	221	239	260	225	213
生産工程・労務	214	213	212	217	203

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更改しています。

2022（令和4）年4月1日から

特定求職者雇用開発助成金 （成長分野人材確保・育成コース）新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、高年齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。

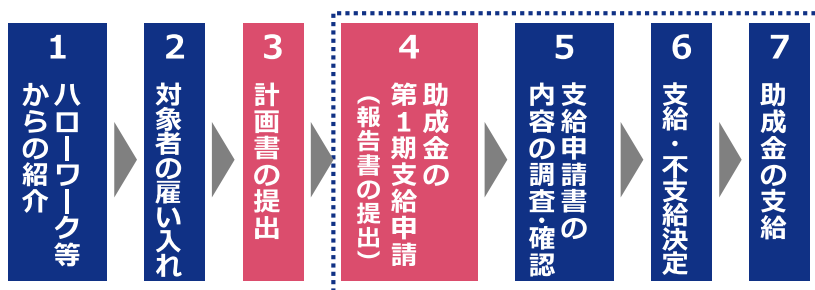
詳細は別リーフレット（特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）のご案内）をご確認ください。

支給額

対象労働者	既存コースの支給額	新コースの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	30[20]万円×2期 (25[15]万円×2期)	45[30]万円×2期 (37.5[22.5]万円×2期)
就職氷河期世代不安定雇用者	30万円×2期 (25万円×2期)	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	35[25]万円×2期 (30[20]万円×2期)	52.5[37.5]万円×2期 (45[30]万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	30[20]万円×4期 (25[15]万円×2期)	45[30]万円×4期 (37.5[22.5]万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	40[20]万円×6[4]期 (33[15]万円×3[2]期)	60[30]万円×6[4]期 (50[22.5]万円×3[2]期)

- ・ [] 内は短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）を雇い入れた場合の支給額です。
- ・ () 内は中小企業以外の企業に対する支給額です。
- ・ 助成金額が賃金総額を超える場合には、賃金総額が上限となります。

支給申請の流れ



支給申請の手続き

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です。

申請には、対象労働者の従事する業務内容や雇用管理改善・職業能力開発への取り組み等を記載した計画書と報告書の提出が必要です。

このコースを受給する場合、対象労働者の雇入れ日から「**1か月以内**」に計画書を提出する必要があります。ただし、雇入れ日が**2022年5月31日まで**の場合、**2022年7月31日まで**計画書の提出が可能です。

「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。また、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

